

広がる「本物志向」の消費価値観 知財の創出・活用で独自性を極める

FOCUS I

特許コスメ

グローバル化の進行とともに、知的財産（知財）を効果的に活用し、競争力を高めるビジネスモデルが模索されている。米中間の貿易摩擦は、知財が絡んでいなければ、これほどまで拡大化・長期化しなかったと言われているほどだ。知財をいかに守り、活用するか。企業にとってもその重要性は強まっている。化粧品市場は、ニッチ市場を創造する商品のヒットと、類似品の追従を繰り返しながら高付加価値化が進み、成長拡大してきた。近年は、中国のコスメブランドが日本や韓国のコスメブランドをベンチマークし、急速に成長している。日本市場への参入ブランドも増えており、韓国コスメと同様に日本市場に定着化すると目されている。そのような競争にできる限り巻き込まれず、ブランド力や企業価値を高めていく必要がある。その手段として、特許をはじめとする知財の活用に関心が高まっている。

（小菅）

ノウハウと特許の判断基準を設け 知財戦略による海外進出・深耕を

今回、取材した6社は、特許取得のメリットとして、競争優位性ととともに、「企業・ブランドの信用力アップ」も挙げた。

いずれの企業もHPやブランドサイトで、特許の出願・取得件数を公表している。特許を広告などに表示して販促することは禁止されているが、インターネット社会では、そうした情報公開はマーケティングを進める上で有効だろう。

そうした知財の活用について、化粧品・美容業界の法律に関する相談を幅広く受けている西脇威夫弁護士に話を聞いた。

——御事務所は、化粧品・美容業界に関する実績が多いですね。

西脇 弁護士になって初めて入った事務所では、欧米企業の仕事が多く、その中で化粧品ブランドの案件を担当した経験がその後も活かしている。顧問先の企業が、新たに化粧品事業を始めたり、知り合い伝手で紹介されたりして、引き受ける機会が増えていった。

——どのような相談が増えていきますか。

西脇 ビジネスを行うには何をすることも契約が重要になるので、通常は契約書のレビューが業務の中心だ。OEM契約、メーカーと販売店との売買契約、外国の化粧品会社との間の輸入販売契約、日本の化粧品メーカーの外国の卸売業者との間の売買契約、TV通販に関する契約、広告契約、物流会社との契約、エステサロンとの間の契約など多岐にわたる。

化粧品の広告宣伝の文言のレビューとともに、薬機法や景表法に関して、行政との交渉も行っている。

特許に関しては、侵害などの案件は弁護士が担当するが、特許の申請・取得は弁理士が行うことがほとんどなので、弁理士との協力関係を築いて対応している。

——特許の申請・取得に関しては、賛否が分かれ、判断の難しさも感じます。

西脇 当該特許製品について、独占的に製造・販売することができるのが大きなメリットである。当該特許を使用した製品を他社が製造・販売した場合、差し止めや損害賠償を請求することができるからだ。他社から特許権侵害で訴えられるリスクを減

らすことにもつながる。そして、他社に特許の使用を許諾する代わりに、使用料を得ることも可能だ。

また、特許の保有は、会社の信用力をあげるというマーケティング的な効果も期待できるだろう。

一方で、デメリットもある。申請した内容が公開されてしまうこと、そして特許取得のために費用と時間がかかってしまうこと。この2点が挙げられる。

実際に特許を申請するか、それともノウハウとして社内で秘密情報として漏洩しないように対策しておくかについては、検討する必要がある。具体的には、「他社が自社の特許を侵害しているときにそれを発見できるか」や「他社が同じ発明をする可能性があるか」といったことの検討が必要になる。

他社が自社の特許を侵害しているときに、それを判別できなければ、特許権侵害行為として差し止めや損害賠償の請求ができず、特許取得のための時間と費用がムダになってしまう。また、他社が同じ発明をする可能性がなければ、わざわざ時間と費用をかけて特許を取得する必要はない。自社内に秘密情報として保持するだけで事足りる。そうした判断基準を設けておくことも重要になる。

——化粧品業界における知財の重要性についてお聞きします。

西脇 過去に、世界的に有名なスポーツメーカーの日本子会社で社内弁護士をしていた経験があるが、業界は異なるものの、ブランドビジネスである点で、化粧品も共通項が多いと感じている。

化粧品の場合、原料や処方など中身だけでなく、商標や容器などの意匠、メイクアップの方法など知財となる領域は広い。その分、守らなければならないものも多くなるが、グローバル化が進む中で、そうした知財を有効に活用したいという意識は高まってきていると思われる。

また、グローバルな観点から見て、中国市場は日本企業にとって重要なエリアであることは間違いない。当事務所には、北京のロースクールを卒業し、中国と強いコネクションをもつ日本人の弁護士も在籍している。様々な相談に対して幅広いサービスを提供できる体制があるので気軽に相談してもらいたい。